

理事会議事録

期 日 令和4年7月8日（金）

会 場 鹿児島県市町村自治会館（401号室）

鹿児島県国民健康保険団体連合会

署 名 者

理事長

(枕崎市長)

前 田 祝 成  印

理 事

(肝付町長)

永 野 和 行 

理 事

(湧水町長)

池 上 滝 一 

理事会議事録

1. 開催日時

令和4年7月8日 午後1時25分～2時55分

2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館（401号室）

3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：11人

○出席者：6人

前田理事（枕崎市長）
永野理事（肝付町長）
池上理事（湧水町長）
肥後理事（十島村長）
高岡理事（徳之島町長）
久木田理事（国保連合会常務理事）

○欠席者：5人

下鶴理事（鹿児島市長）
安田理事（奄美市長）
五位塚理事（曾於市長）
鎌田理事（瀬戸内町長）
池田理事（鹿児島県医師国保組合理事長）

○議長：前田理事（枕崎市長）

○議事録署名者：前田理事（枕崎市長）

永野理事（肝付町長）

池上理事（湧水町長）

4. 議事

【報告事項】

報告第6号 弾力条項（令和3年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

〃 第7号 弾力条項（令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について

〃 第8号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（6回）について

- 報 告 第 9 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（4 回）について
- 〃 第 10 号 令和 4 年度一般会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 11 号 令和 4 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について

【議決事項】

- 役議案 第 14 号 事務局組織規程の一部改正について
- 〃 第 15 号 育児休業等に関する規則の一部改正について
- 〃 第 16 号 通常総会の開催について
- 議 案 第 23 号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について
- 〃 第 24 号 令和 3 年度事業報告の認定について
- 〃 第 25 号 令和 3 年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 26 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 27 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 28 号 令和 3 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 29 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 30 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 31 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 32 号 財産の処分（令和 4 年度）について
- 〃 第 33 号 令和 4 年度一般会計歳入歳出予算補正（2 回）について
- 〃 第 34 号 令和 4 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 35 号 令和 4 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 36 号 令和 4 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
- 〃 第 37 号 令和 4 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 38 号 令和 4 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 39 号 役員の補欠選出について

【追加議案】

- 役議案 第 17 号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する決議(案)について

5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1) 成立・開会宣言

理事 11 人中 6 人出席しており、定数の半分以上が出席していることから定足数を満たしたため有効に成立する旨を告げ、開会を宣言した。

(2) 主催者挨拶

【前田理事長】

皆さんこんにちは。理事長の枕崎市長前田でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。かねてから皆様方には、本会の業務運営につきまして、格別な御理解・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

お昼前に、かなりショッキングなニュースが入ってまいりました。元首相の安倍晋三さんが銃撃を受けられたということで、我々としても非常にショックな状況でございます。参議院選挙の真っ最中で選挙期間中にこのような蛮行が行われたことに非常に憤りを覚えます。安倍元首相の御無事をお祈りしたいと思っています。

コロナの感染症につきましても、ここ2、3日感染が拡大している状況でございます。政府あるいは県は、行動制限というところについてはまだ言及されておりません。コロナも2年半以上経過し、我々もある程度汎用性がついたと言いますか、ある程度行動していくことも受け入れられやすい状況ではあるのかなと思います。ただ、分からない部分はございますので、今後も感染対策はしっかりやっていかなければなりませんし、各自治体でもそれぞれに御苦労があると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日の理事会につきましても、このように久しぶりに対面式で行われておりますので、時間があるようでしたら最後に意見交換もできればと思っていますのでございます。よろしく願いいたします。

6月7日に骨太の方針2022が閣議決定されたということで、社会保障分野におきましても、成長と分配の好循環を実現ということを目標に、給付と負担のバランスをしっかりと確保すること、全世代型社会保障構築の必要性、あるいは、国保財政の健全化につきましては、地方団体との議論を深めていくというようなことを示されているところでもございました。様々な考えが示されていることでもございますが、本会におきましても、これらの動向をしっかりと踏まえながら対応していく必要があるかと思えます。また、今回の骨太の方針の中では、口腔の健康に関する事で歯科検診というような提案もなされているようでございます。そのあたりも、これからしっかりと取り組んでいかなければならないところなのかなというところではございます。

懸案となっておりました国保総合システムの次期更改に向けた令和4年度の国の財政支援につきましては、先般御報告いたしましたとおり54億円全額が3年度予算補正により措置されました。国保中央会からは、これほどの規模全額を確保できたのは理事の皆様のご積極的な取り組み、協力の賜物であるとの説明を受けているところでもございます。誠にありがとうございました。

また、来年5年度の不足額に対しましても、去る3月7日に県知事・県議会議長に対しましては、協力要請をさせていただいているところでもございます。本日もその関連の議案が図られることとなっておりますが、引き続き理事の皆様方の

御理解と御協力をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

本日の理事会は専決処分された報告事項、令和3年度事業報告及び令和4年度予算補正等についてでございます。盛りだくさんの内容でございますけれども、どうぞ御協議のほど、よろしくお願ひいたします。

(3) 前回の総会以降の主な出来事等について

久木田常務理事から次の項目について説明

- I 国の要請に基づく対応について
- II 「審査結果の不合理的な差異の解消に向けた工程表」に沿った取組について
- III 国保総合システムの次期更改費用の国の財政支援について
- IV 国保中央会・国保連合会のめざす姿に対する議論について
- V 次期国保総合システムに係る予算補正対応について

(4) 議長選出

規約第32条の規定により前田理事長が議長に選出された。

(5) 議事録署名者氏名

規約第35条の規定により、永野肝付町長及び池上湧水町長が、議事録署名者に選任された。

(6) 議案及びその審議状況

【議長（前田理事長）】

御指名がありましたので議長職をつとめさせていただきます。

本日の附議事項は、理事会としての議決事項及び来たる7月22日に予定しております通常総会に提案いたします令和3年度決算及び令和4年度予算補正等、理事会議決事項でございます。

なお、本日御提案申し上げます議案等については、去る6月24日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、協議いただいておりますことを申し添えておきます。

本日は、理事会議案と、A3版の「総括表」に基づき、御説明申し上げ、御審議いただく方法で議案の審議を進めてまいります。御審議の程よろしくお願ひ申

上げます。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、肝付町の永野町長さん、湧水町の池上町長さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、専決処分がなされた弾力条項の適用及び予算補正でありますので、報告第6号から第11号の6件を一括して審議することにしたいと思っておりますが差し支えございませんか。

(異議 なし)

御異議が無いようですので、報告第6号「弾力条項（令和3年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について」から、報告第11号「令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について」までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

報告第6号～11号（一括審議）

（報告第6号 弾力条項（令和3年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について）

事務局：

弾力条項・専決処分につきましては、A3版横の資料総括表、右上に4分の1ページと記載のある令和3年度各会計報告事項（弾力事項・専決処分）総括表で説明させていただきます。弾力条項についてですが、表の上の※印をご覧ください。

連合会規約47条の2に基づくもので「特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足が生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができる」と定めており、報告第6号と第7号に適用させていただきましたので報告するものでございます。

報告第6号は、診療報酬審査支払特別会計（7回）抗体検査等費用に関する支払勘定でございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の追加接種が実施されたことにより、ワクチン接種費用が増加したことから抗体検査

等費用受入金及び抗体検査等費用支出金に予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたもので1,207万2千円の増額でございます。

歳入、歳出の主な内容はお示しのとおりでございます。

(報告第7号 弾力条項(令和3年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計)の適用について)

事務局:

報告第7号は第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計(4回)でございます。

主旨でございますが損害保険会社等からの国民健康保険及び介護給付費に係る損害賠償受入金が確定したことにより、市町村への損害賠償支出金に不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたもので、補正額は1,906万4千円の増額でございます。

(報告第8号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(6回)について)

(報告第9号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正(4回)について)

事務局:

報告第8号から報告第11号は各会計に早急に補正の必要があったことから専決処分させていただいたものでございます。

報告第8号は令和3年度診療報酬審査支払特別会計(6回)業務勘定補正額868万2千円。

報告第9号は令和3年度後期高齢者医療事業関係業務(4回)業務勘定補正額0円でございます。

主旨でございますが令和4年度の診療報酬改定への特例的な対応のため令和3・4年度で負担を求められていた国保中央会の負担金のうち、負担を要しないこととされた令和3年度分の負担金などの不用額を資産管理運用規程に基づき必要な積み立てを行うことにより、安定的な財政運営を図るため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

(報告第10号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正について)

報告第10号は令和4年度一般会計でございます。

主旨でございますが、介護サービス事業所・施設及び障害福祉サービス施設・事業所等における、介護職員処遇改善支援事業及び福祉・介護職員処遇改善支援事業に係る交付金の交付額算出及び支払に関する事務を県から受託することから、所要の補正をさせていただいたもので予算補正額は26億6,253万8千円の増額でございます。

(報告第11号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出

予算補正について)

報告第 11 号は令和 4 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。

主旨でございますが、令和 4 年度特定健診受診率向上共同事業において、新たに 3 保険者から本事業への参加希望があったことから、保険者が受診勧奨事業を円滑に実施できるよう、所要の補正をさせていただいたもので予算補正額は 1,002 万 7 千円の増額でございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第 6 号から報告第 11 号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は議決事項でございます。

役議案第 14 号から役議案第 15 号までは、規程等の改正等ですので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

差し支えない場合は、挙手にてお知らせください。

（ 挙 手 ）

御異議が無いようですので、役議案第 14 号「事務局組織規程の一部改正について」から、役議案第 15 号「育児休業等に関する規則の一部改正について」までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

役議案第 14 号～15 号（一括審議）

（役議案第 14 号 事務局組織規程の一部改正について）

事務局：

役議案第 14 号は、事務局組織規程の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、医療保険の被保険者の資格情報等のデータを個人単位で一元管理し、転職・退職等により加入する保険者が変更となった場合における失効保険証の利用による過誤請求の削減を目的に、オンライン資

格確認等システムによるレセプト振替分割機能の運用が開始されたことに伴い、審査管理課の業務としてレセプト等の資格を適正な保険者に振替又は分割する業務を位置付けるため、所要の改正をしようとするものでございます。

50 ページをお開きください。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

右が改正前で、左が改正後でございます。

レセプト等の資格を適正な保険者に振替又は分割するため 51 ページのアンダーラインの文言を加えるものでございます。

附則、この規程は、令和 4 年 7 月 8 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

(役議案第 15 号 育児休業等に関する規則の一部改正について)

事務局：

53 ページをご覧ください。

役議案第 15 号は「育児休業等に関する規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、令和 4 年 10 月 1 日施行の育児・介護休業法の改正に対応すること及び育児短時間勤務の申出等について明記するため、所要の改正をしようとするものでございます。

59 ページをお開きください。

育児休業の分割取得、育児短時間勤務の申出を規定するため、産後パパ育児と言われる出生時育児休業の創設について、64 ページまで、アンダーライン部分を追加・改めるものでございます。

附則、この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【議長（前田理事長）】

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 14 号から役議案第 15 号はいずれも原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第 16 号「通常総会の開催について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

役議案第 16 号

(役議案第 16 号 通常総会の開催について)

事務局：

65 ページをお開きください。

役議案第 16 号は「通常総会の開催について」でございます。

日時は、令和 4 年 7 月 22 日 (金) 午後 1 時 30 分から、会場は、鹿児島県市町村自治会館 4 階 401 号室でございます。

報告事項は 6 件で、議決事項は 17 件の令和 3 年度の事業報告及び決算に伴うもの、令和 4 年度予算補正など 66 ページまでお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長 (前田理事長)】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 16 号は原案どおり決定することといたします。

ここから総会の議決事項として理事会から提出する議案について御審議をお願いします。

議案第 23 号「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第 23 号

(議案第 23 号 鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について)

事務局：

67 ページをお開きください。

議案第 23 号は「鹿児島県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、役員である保険者の長が職を失ったときの退任や辞任の根拠が明確なものになっていなかったことから、役員の辞任の手続きの取扱について、所要の改正をしようとするものでございます。

70 ページをお開きください

役員である保険者の長が、保険者の長の職を失ったときは役員の職務を失うことを明文化するため、アンダーライン部分を改めるものでございます。
附則、この規約は、令和4年7月22日から施行するものでございます。
以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第23号は原案どおり決定することといたします。

次は、令和3年度決算関係です。

議案第24号「令和3年度事業報告の認定について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

（議案第24号 令和3年度事業報告の認定について）

事務局：

71 ページをご覧ください。

議案第24号は、「令和3年度事業報告の認定について」でございます。

73 ページをお開きください。

ポイントを絞って御報告申し上げたいと存じます。まず、総括としまして、令和3年度は、保険者の共同体としての責務を果たすため、コロナ禍における様々な対応を実施しながら、基幹業務である審査支払業務はもとより保険者努力支援制度に則った保険者支援に取り組むなど、中期経営計画に沿った事業計画に基づき次のとおり事業を実施したところでございます。

まず、国に対する要請活動についてでございますが、こちらは、先ほど久木田常務理事が御説明申し上げた内容でございますので、割愛させていただきます。

次に、審査支払関係でございます。

1 審査委員会については、コロナ禍の状況を踏まえ、感染対策や全体会議を会長一任での開催へ変更するなど適時・適切に対応しました。また、新型コロナウイルス感染症に対する臨時的取扱については、国からの通知に合わせて、随時対応することで医療費の適正化に努めました。

2 審査結果の不合理な差異の解消に向け、全国で共通したコンピュータチェ

ックを国保総合システムに設定するとともに、審査基準の統一の推進を図りました。また、審査業務については、業務工程や業務配分の見直しなどを実施し、事務の効率化を図ったところでございます。

74 ページをお開きください。

次に保険者支援の関係でございませう。

1 保険者が行う医療費適正化対策支援事業等の推進のため、2年度まで嘱託保健師3人体制で取り組んでまいりましたが、更なる効果的な保健指導の実施や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全市町村の全体的展開が進む中、保健事業の展開における継続的な取組、データ分析と現状を踏まえた問題解決能力や企画力が重要となり、本会保健師の役割も増大することから、正職員保健師3人を採用し体制の充実を図りました。

2 KDBシステム及び新医療費分析システムをデータヘルス計画等の策定や評価等に有効に活用できるよう、保険者等の事務担当者、保健師等へシステムの操作及びデータの活用方法について説明を行いました。

3 保険者の保健指導実施者のスキルアップを目的とした研修会、保険者の実情に応じた保健事業計画やデータヘルス計画の策定や実施の支援等、指導・助言を行いました。

75 ページをご覧ください。

4 これは3年度の新規事業でございませうが、重複服薬者に該当する被保険者の服薬に対する正しい知識と行動変容を促すため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会の協力の下、服薬情報とかかりつけ薬局へ相談を促す内容を記載した通知書を作成しました。また、保険者に対し、通知書送付後の対象者の状況を分析した情報を提供しました。

7 国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプトの抽出、医療費通知や後発医薬品利用差額通知など、電算共同処理業務を行い、保険者の事務処理の効率化に努めました。

8 交通事故、喧嘩等の第三者行為求償事務について、未収納案件の状況を確認のうへ、損害保険会社を訪問し支払催促を行いました。

次に新型コロナウイルス感染症感染対策についてでございませう。

1 ワクチン接種対象者が住所地外の集団接種会場又は契約医療機関等において接種した費用の請求・支払事務を4月から実施しました。また、追加的対応として、4年1月受付からの3回目接種にも対応しました。

2 介護保険及び障害福祉サービス事業所の感染防止対策支援事業として、4年1月から3月まで、事業者等の感染対策に必要な衛生用品や備品等の費用の申請受付及び支払事務を円滑かつ適正に行いました。

76 ページをお開きください。

3 会議・研修会については、県内の感染症の状況をもとにそれぞれの目的に応じて、YouTube 動画の配信、Web 会議やハイブリッド方式による開催、多数の参加者の意思決定のための書面決議など、時期や目的を逸することのないよう、適切な対応に努めました。離島をはじめとする保険者等からは、旅費の経費節減

が図れたことや複数の担当者が受講できたことなど、動画配信やWeb会議のメリットを感じられたとし、今後の有効活用についての要望も聞かれたところでございます。

次に、その他の事業についてでございます。

1 新たに策定した中期経営計画にあつては、10年後の将来像を意識し「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者業務（医療・保健・介護・福祉）を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織」をめざし、ワーキングチームでシステムの効率的な運用、各種業務改革に必要な人材確保のあり方など、保険者とともに計画的な事業実施となるよう、取り組んだところでございます。

2 保険者協議会の事務局を県と共同で担い、委員会等により各医療保険者間の連携・情報共有を図りながら、特定保健指導等担当者のスキルアップのための研修会を開催しました。また、医療保険者の医療費及び特定健診のデータ分析や、特定健診及び長寿健診の受診促進を目的とした新たな広報事業を実施しました。なお、今年度も5月末から特定健診・長寿健診の受診勧奨のテレビCMを民放4社で放映中ですが、深夜の放映は行わないなど、放映時間の見直しを行ったところでございます。

次の77ページ以降につきましては、これまで御説明申し上げた事業を含めた「実施事業」を掲載してございますので、詳細は後ほど御確認いただければと存じます。

次に114ページをお開きください。

9 「予算の適正な編成及び執行」につきまして、予算編成にあたっては、実績をもとに事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直しを行い反映させたところでございます。

予算執行においては、一般競争入札をはじめ、審査業務の見直し・効率化などにより、経費削減に努めました。

また、適正な予算執行等を確認するため、内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

115ページをご覧ください。

10 令和3年度の決算額一覧でございます。

表の一番下をご覧くださいまして、各会計の合計の歳入は、6,541億6,388万5,713円、歳出は、6,541億3,521万1,363円で、歳入歳出ともに対前年比は0.3%の減でございます。

令和2年度との比較における増減の主な要因でございますが、一般会計につきましては、対前年度比2%と令和2年度から大幅に減少しております。これは、令和2年度に新型コロナウイルス緊急包括支援事業として、感染症に対応する従事者に対する慰労金、それから感染拡大防止等の支援金を医療機関、介護サービス事業者や・障害福祉サービス事業者に交付する事業として合わせて約161億円の受け払いを行ったことによるものでございます。

また、特別会計のうち、診療報酬審査支払の抗体検査等費用に関する支払勘定

では、対前年度比 352.1%と大幅に増加しております。令和2年度までは、風しんの抗体検査費用等を取り扱っていたところでございますが、令和3年度は新型コロナウイルスワクチン接種事業の取り扱いにより、約4億円の受け払いを行ったことによるものでございます。

下の2つ、介護保険と障害者総合支援法の関係では、サービス等費用の実績に基づく増でございます。

令和3年度の事業報告につきましては、以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第24号は原案どおり決定することといたします。

次に、議案第25号から議案第31号の7件は、それぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思っておりますが差し支えございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、議案第25号「令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第31号「令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出の認定について」までの7件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（議案第25号 令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について）

事務局：

令和3年度歳入歳出決算につきましては、A3版横の総括表で説明させていただきます。

A3横の右上に4分の2ページと記載の令和3年度各会計歳入歳出決算総括表でございます。

議案第25号から議案第31号まで、令和3年度の各会計歳入歳出決算を定めるものでございます。

議案第25号は、一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

収入済額3億4,986万5千円、支出済額3億3,228万円で、歳入歳出差引

残額は、1,758万4,508円でございます。

(議案第26号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第26号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

収入済額は、10億9,945万7千円、支出済額は10億9,937万9千円、歳入歳出差引残額、7万7,416円でございます。

(議案第27号 令和3年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第27号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

収入済額8億4,965万4千円、支出済額8億4,858万6千円で歳入歳出差引残額106万8,666円でございます。

(議案第29号 令和3年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

収入済額1億3,790万8千円、支出済額1億3,790万8千円で歳入歳出差引残額0円でございます。

(議案第30号 令和3年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第30号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

収入済額3億5,443万5千円、支出済額3億4,714万3千円で歳入歳出差引残額729万2,401円でございます。

(議案第31号 令和3年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 31 号は、障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

収入済額 1 億 872 万 7 千円、支出済額 1 億 651 万 5 千円で歳入歳出差引残額 221 万 1,927 円でございます。

収入済額合計 29 億 4 万 6 千円、支出済額合計 28 億 7,181 万 1 千円で、歳入歳出差引残額合計 2,823 万 4,918 円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

主な収入及び予算額と収入額の差異の主な理由では、コロナ禍の影響による実績に伴う国庫補助の減少など、ここにお示しのとおりでございます。

主な支出及び予算額と支出額の差異の主な理由では、コロナ禍の影響により会議など、Web開催となったことによる旅費やレセプト件数の見込の減少による委託料の当初予算より不用となったことなど、ここにお示しのとおりでございます。

(支払勘定)

事務局：

1 枚おめくりいただきまして、4 分の 3 ページでございます。

次の決算総括表は、支払勘定でございます。

議案第 26 号から議案第 31 号まで各種会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者又は、公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を、保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

(議案第 28 号 令和 3 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

また、表の中央、議案第 28 号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を、保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

また、各勘定の事業内容及び予算額と収入・支出の差異の理由につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

支払勘定の収入済額合計は、6,512 億 6,383 万 2 千円、支出済額合計は 6,512 億 6,339 万 2 千円でございます。

歳入歳出差引残額 43 万 9,432 円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

1 段目の、国民健康保険診療報酬支払勘定の歳入歳出差引残額は、翌年度に繰り越し国庫補助を返還するものでございます。

支払勘定では、前年度より 140 億円程、医療費など伸びており、新型コ

ロナの影響で2年度に減少していましたが、3年度は2年度・元年度より増加しております。

次に最後のページのA4版縦の資料、中ほどに円グラフ入りの資料でございます。

令和3年度決算を整理したものでございます。

令和3年度決算（一般会計・特別会計業務勘定）の概要でございます。

診療報酬や介護報酬などを扱う各会計の通過勘定、支払勘定以外の数字を集めたもので、本会の事業運営費の3年度決算を取りまとめたもので、決算総額から一般会計や各業務勘定の中でも、診療報酬以外に保険者等から医療機関等へそのまま支払うものを除きますと、実質の運営費として23億1,388万9千円程でございます。実質の運営費は、人件費、システム関連費、国保中央会負担金、事業費等がございます。

この約23億円の内訳の割合を円グラフでお示ししております。歳入では、保険者からの負担金・手数料を合わせると約82%を占めております。

歳出では、人件費が30.7%、システム関連費が13.7%、国保中央会に支払う負担金が6.7%、残り約49%が事業に係る経費や減価償却や積立資産などの支出等でございます。

決算の状況でございますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えによる医療機関等の受診が減少したことから手数料収入が減少しましたが、3年度は国保の手数料収入が増加に転じ、前年度比14万件、790万円の増額となりました。

また、新たに新型コロナウイルスワクチン接種事業における請求支払業務を市町村から受託したことから事務費手数料収入が5,600万円増額となっております。

一方、歳出においては国保中央会のシステム負担金が全体的に増加し、レセプトオンライン請求システム負担金が548万円、障害者総合支援に係る共同受付システム等負担金が199万円など、全体で836万円増加しております。

また、コロナ禍の影響により生じた旅費等の不用額は、安定的な財政運営を図るため資産管理運用規程に基づき、前年度の1.3倍の積立を行ったところでございます。

また、お手元にA4版縦の、右上に参考資料とあります財務諸表をお配りしてございます。

こちらは、令和3年度収支計算書についてお示ししているものでございます。

各会計、単式簿記での決算について説明をしまいましたが、厚生労働省の通知により、参考資料として、複式簿記での収支計算書をお配りしております。また、最後のページには概略版をお示ししております。

(財産目録（令和3年度）について)

事務局：

理事会議案にお戻りいただきまして、

A4版横の理事会議案、259ページをお開きください。

財産目録でございます。

令和3年度決算で令和4年3月31日現在におけるものでございます。

1 現金の部は0円でございます。

2 預金の部は、普通預金総額2,867万4,350円で、「ア」の「一般会計」から、「キ」の「障害者総合支援法関係業務等特別会計」まで、内訳はお示しのとおりでございます。

4 積立金の部は、総額で20億4,659万2,071円でございます。

「一般会計積立資産」から「障害者総合支援法ICT積立資産」まで、内訳はここにお示しのとおりでございます。

財産目録合計額は20億7,526万6,421円でございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ここで、監事の監査報告をお願い申し上げます。

<監査報告>

【監事（南九州市 塗木市長）】

皆さん、御苦労様です。南九州市市長の塗木でございます。

監査報告をさせていただきます。

それでは、理事会議案の261ページをお開きください。

結果報告書が次の263ページでございます。ご覧ください。御報告いたします。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第28条第2項の規定に基づき、令和4年7月4日事務局において、令和3年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして、事務の執行状況について監査を行った。その際、監査法人による監査報告も受けた。その結果を下記のとおり報告する。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の2名による予備監査も、令和4年6月23日事務局において行っている。

記

1 令和3年度の事業は、概ね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していることを認めた。

2 預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めた。

以上で監査報告を終わります。

【議長（前田理事長）】

どうも有難うございました。

ただいまの事務局の説明と、監事さんによる監査報告について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 25 号から議案第 31 号は原案どおり決定することといたします。

監事の塗木市長さん有難うございました。

塗木市長さんにおかれましては、ここで退席されます。

次に、議案第 32 号「財産の処分（令和 4 年度）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

（議案第 32 号 財産の処分（令和 4 年度）について）

事務局：

265 ページをお開きください。

議案第 32 号は、「財産の処分（令和 4 年度）について」承認を求めるものでございます。

表中の、積立資産の種類一般会計積立資産は、お示しの処分額を運用利息分として、次の国民健康保険から障害者総合支援法の財政調整基金積立資産までと、ページおめくりいただきまして、後期高齢者医療から障害者総合支援法の ICT 積立資産は、お示しの処分額を、令和 3 年度に積み立てた積立資産を洗い替えのため取り崩すもので、表の下から 3 段目の国民健康保険及び後期高齢者医療減価償却引当資産は、お示しの処分額を次期国保総合システム（外付けシステム）機器更改等のため、取り崩すものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 32 号は原案どおり決定することといたします。

次の議案第 33 号から議案第 38 号までは、令和 4 年度予算補正でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんか。

(な し)

御異議が無いようですので、議案第 33 号「令和 4 年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）について」から、議案第 38 号「令和 4 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について」までの 6 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第 33 号～38 号（一括審議）

（議案第 33 号 令和 4 年度一般会計歳入歳出予算補正（2回）について）

事務局：

令和 4 年度予算補正につきましては、A 3 版横の資料右上に 4 分の 4 ページと記載があります令和 4 年度各会計歳入歳出予算補正総括表で説明させていただきます。

議案第 33 号から議案第 38 号は、令和 4 年度の各会計の予算補正についてでございます。

議案第 33 号は、一般会計（2回）で、予算補正額、4,076 万 7 千円の増額。

（議案第 34 号 令和 4 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について）

事務局：

議案第 34 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、予算補正額、1 億 9,408 万 3 千円の増額、同じく議案第 34 号支払勘定で、予算補正額、43 万 9 千円の増額、同じく議案第 34 号抗体検査等費用に関する支払勘定で、予算補正額、4,328 万円の増額。

（議案第 35 号 令和 4 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について）

事務局：

議案第 35 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、予算

補正額、7,967万9千円の増額。

(議案第36号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正(2回)について)

事務局：

議案第36号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計(2回)業務勘定で、予算補正額、752万7千円の増額。

(議案第37号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

議案第37号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額、2,096万2千円の増額。

(議案第38号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

議案第38号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、予算補正額、767万2千円の増額でございます。

それぞれの予算補正の主旨でございますが、次期国保総合システム機器更改に併せて、本会独自システムの機器構成を仮想基盤上に構築する費用を、利用する4会計で按分するもの、訪問看護療養費明細書等の様式変更に伴うOCRシステムを改修する費用を、利用する2会計で按分するもの、令和3年度国保連合会等補助金等の実績額確定に伴う返還、新型コロナウイルスワクチン接種事業の4回目実施に係る費用、ICT積立資産の洗い替え、繰越額の確定に伴う資産管理運用規程に基づく積み立てなど、お示しのとおりでございます。

また、歳入・歳出の主な内容につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長(前田理事長)】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 33 号から議案第 38 号は原案どおり決定することといたします。

次に、議案第 39 号「役員の補欠選出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第 39 号 役員の補欠選出について)

事務局：

309 ページをお開きください。

議案第 39 号は、役員の補欠選出についてでございます。

鹿児島県国民健康保険団体連合会理事が欠員となっているため、連合会規約第 25 条第 2 項の規定により、選任をお願いするものでございます。

選任する人員につきましては、理事お一人でございます。

理事の選任でございますが、市長会から推薦をいただいております。

役職名・氏名につきましては、指宿市の打越あかし市長さんでございます。

任期は、令和 4 年第 2 回通常総会終結のときから、令和 5 年第 2 回通常総会終結のときまででございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することによろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 39 号は原案どおり決定することといたします。

続きまして、追加議案の提案がありますので、皆様にお諮りしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議が無いようですので、審議することといたします。事務局の説明をお願いします。

(役議案第 17 号 国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援に関する決議 (案) について)

事務局：

理事会議案の追加議案 1 ページをお開きください。

役議案第 17 号は、国保総合システムの次期更改に係る令和 5 年度分の国の財政支援について、別添決議 (案) により要請活動を行うことの承認を求めるものでございます。

提案理由でございますが、本理事会の議事に入る前に久木田常務理事から御説明申し上げましたとおり、令和 6 年 4 月の国保総合システムの更改について、政府の規制改革実施計画及び厚生労働省の検討会等から求められているクラウドサービスの利用や社会保険診療報酬支払基金の新システムとの整合性の確保等を前提とした開発に取り組んでいるが、政府の方針に対応したシステム開発を行うためには、更改内容の大幅な見直しが必要であり、国保中央会及び本会の準備財源を全額充てても多額の財源不足が見込まれることから、国保保険者等に追加的な財政負担が生じることのないよう、令和 5 年度予算において国の責任による必要な財政措置を求めるものでございます。

3 ページをお開きください。決議の案でございます。国保中央会とともに取組を行おうとするものでございます。なお、御承認いただけましたら、5 ページの役員名簿を添えて県選出国會議員に要請することといたします。

以上でございます。

【議長 (前田理事長)】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

(な し)

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第 17 号は、原案どおり決定することといたします。

以上で予定されていた理事会の議案について終了いたしました。

その他、何かございませんか。

(な し)

(7) その他

【議長（前田理事長）】

コロナ禍の影響でWebによる会議開催が多い中、本日は本会の理事の皆さまがお集まりいただいた貴重な場であります。連合会の今後の保険者、市町村の支援のあり方の参考にしたいとの思いもありますが、それに限らず、現在の関心事について、意見交換ができればと考えますが何かございませんでしょうか。

[意見交換]

肥後理事：

県の課長さんに伺いたい。マイナンバーカードの普及がなかなか進まず、我々も住民にはできるだけ早く取得のお願いをしているがメリットが無いとの声もある。例えば、マイナンバーカードを保険証として活用することを国が今後進めるという話の中で、国民健康保険証をマイナンバーカードに切り替える時期が分かるのであれば教えていただきたい。

もう一点、一時期、鹿児島県が県下の市町村の保険税率を統一する話が聞かれていたが、その後聞こえなくなっている。このことについても分かる範囲で教えていただきたい。

県国民健康保険課長：

マイナンバーカードの保険証利用については、骨太方針の中で示されている。それ以上の情報については、私どもにはないところである。保険者において保険証としてどちらかを選択するという記載が骨太の方針にはないのではないかとと思われる。

保険料水準の統一については、御理解のとおり国保の運営が厳しいということで、平成30年から県も保険者の一員となり、財政運営の責任を担うこととされた。県が財政運営の責任を担うことは、やはり根底には保険料の水準は統一する方がいいという思いがあつてのことだと思われる。

国保の被保険者は今も減少しているし、今後も減っていくことが見込まれている。被用者保険の適用が更に拡大するのではないかとということも言われている。そういったことを考えると、小さな保険者がたくさんある本県としては、将来的には保険料水準の統一というのは必要と思っている。

昨年、市町村保険者の皆さんと、国保運営方針というものを県で策定した。その中で今後の保険料水準についてどうするかということ、検討することになっており、昨年の話し合いの中で、工程表の素案を県の方で作成し、それをもとに市町村と話をしていくことになっている。保険料水準のことについて立ち消えになっているのではないかと感想を持っておられるかもしれないが、ここについては進めてはいるところである。今年の1月に市町村保険者に保険料水準の統一について今後どうした方がよいかというアンケートをさせていただいた。いずれは保険料水準を統一した方がいいとの意見が約5割であった。また、早急に進めて欲しくないとの意見も8割、取り組みやすい方法として二次医療圏で行う、本土と離島で

行うとの意見も多かった。医療費水準は、御承知のとおり非常に格差が大きく2倍ほどある。それが急に一律に変えるということが本当に平等なのかということは私どもも思っているところで、保険料の水準が急に上がらないようにと考えている。なるべくたくさんの方の意向に沿った工程案の骨子案を作って皆様にお示ししたいと思っている。また、骨子案のままとおるのではなく、財政部会で市町村の方々と今後検討していくことにしている。部会もこの夏始めようとしているので、注視していただきたい。43市町村の皆さんの色々な思いがあるので、全員がそれでいいという案にはならないのかもしれないが、たくさんの方の意向に沿うような形で進めていければと思っている。

高岡理事：

もし保険税を将来一律にするのであれば、医療サービスも統一してもらいたい。今、徳之島町は、子ども医療費の無償化は独自ではしていない。国と県と同じレベルでしているが、医療費の無償化を高校生までとしている他市町村が多い。それで保険税の統一となれば、将来を見据えて統一化した医療サービスというのが必要になってくると思う。今のうちから県の方で方針を決められた方がいいのではないかな。また子ども医療費の無償化については、国なのか県なのか、そういうところも御検討を願いたい。

県国民健康保険課長：

子ども医療費関係は、国民健康保険課の担当ではないため、お答えできるものを持ち合わせていないが、医療費の無償化をしていると、国保の補助金に影響があったり、国保のペナルティがある市町村とない市町村があると、保険料水準の統一にならないので、そのあたりは念頭において今後は検討していくことになろうかと思っている。

【議長（前田理事長）】

その他、何かございませんか。

（ な し ）

以上をもちまして、本日予定されました附議事項が全て終了いたしました。
御協力ありがとうございました。

(8) 閉会の挨拶

【川上事務局長】

本日は、理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

提案いたしました報告事項6件、役議案4件、議案17件、全て御承認いただきました。重ねて御礼申し上げます。

今年度の事業につきましては、順調に進めているところでございますが、今

後、保険者の皆様方と来年度から3年間の負担金・手数料の見直しについて、協議を始めさせていただくこととしております。

保険者の財政状況の厳しい折、恐縮ではございますが、御理解いただけるよう丁寧に説明してまいる所存でございますので、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】 午後2時55分